

調査テーマ案：外国年金受給者の生存証明手続の円滑化に関する調査

調査の背景

■ 行政相談において、外国の公的年金（以下「外国年金」という。）の受給者から、受給の継続に必要な生存証明手続に関し苦慮しているとの相談を受けている。

- **生存証明手続は国により区々**であり、外国年金の運営機関から毎年又は数年に1度送付される生存証明書の取扱いについて、
- ・ 本人が生存証明書に氏名や住所等を記載し、署名して運営機関に提出
 - ・ 本人が署名等をした生存証明書に住民票等を添付して運営機関に提出、**市区町村長が署名した生存証明書**を運営機関に提出
 - ・ **生存証明書の本人の署名等について公証役場等の公的機関の認証を受けたもの**を運営機関に提出
 - ・ **駐日大使館・領事館の認証を受けた生存証明書**を運営機関に提出

などがみられ、生存証明書についても日本語が併記されている国と併記されていない国がみられる。

また、**市区町村において生存証明に関する事務を行うかどうかはその市区町村の判断**であり、中には外国語表記のみの書類には認証を行わないとしている市区町村もみられる。

- 海外派遣等により外国で就労する日本人は増加傾向とみられ、今後、外国年金受給者も増加すると見込まれる中で、**外国年金の受給に係る生存証明手続が円滑に進められるようにしていくことが課題**である。

（海外に3か月以上在留している日本人(永住者を除く。)：コロナ禍前の2019年は891,473人で20年前の約1.7倍。2023年は718,838人
海外進出した日系企業の拠点数：2022年は79,301箇所で3年前と比べて約7%増加

（出典：海外在留邦人数調査統計（各年10月1日現在の推計）、海外進出日系企業拠点数調査（各年10月1日現在））

現 状

- 外国で就労する場合、国によってはその国の公的年金への加入が義務化
- **外国年金の受給継続に必要な生存証明手続は、各国が判断し各国の法令等により定められるため国により区々**
- **生存証明に関する事務を実施するか、どのような書類であれば対応するかは市区町村で判断**
- なお、国内の公的年金と外国年金の二重加入と年金受給資格年数の問題の解決のため、社会保障協定を締結

想定される課題

- **外国年金の受給者の中には、外国年金の運営機関から求められた生存証明手続が負担となっている者もいるのではないか。**
- 生存証明書が外国語表記のため、市区町村が生存証明の実施に苦慮しているのではないか。

調査の方向性

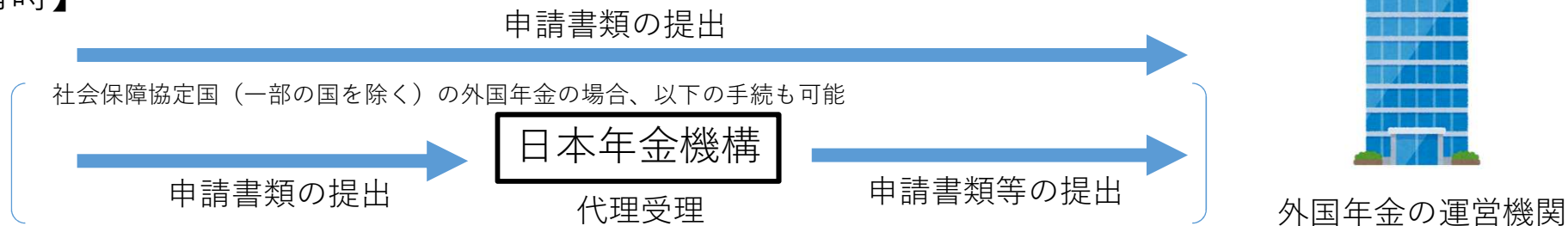
- 外国年金の受給継続に必要な生存証明手続について、社会保障協定締結国を中心に以下の項目を調査し、外国年金受給者等の負担軽減につながる方策を検討
 - ・ 外国年金ごとの生存証明の方法、その見直しの状況
 - ・ 市区町村における生存証明の取扱いの状況
 - ・ 関係省庁等における外国年金の生存証明に関する情報の周知等の状況

(参考) 日本在住の日本人による外国年金の受給申請及び生存証明の手続の概要

【年金受給申請時】



申請者



○社会保障協定（日本と相手国との二国間協定）

国家間の人的移動の活発化に伴う年金保険料の二重負担、年金受給資格の確保という課題の解決のため、社会保障協定を23か国と締結し、発効済み（令和6年4月現在）。二重加入の防止（原則、就労国の年金制度のみに加入。5年以内の短期派遣の場合は、派遣元国の年金制度のみに加入）、年金加入期間の通算（19か国が対象。両国の年金制度への加入期間を通算して、年金受給に最低必要とされる期間以上であれば、それぞれの国の制度への加入期間に応じた年金をそれぞれの国の制度から受給）が図られる（各国で詳細は異なる。）。

その他、両締約国の権限のある政府機関及び実施機関が当該協定の実施のための相互援助や直接連絡をできる旨の規定あり

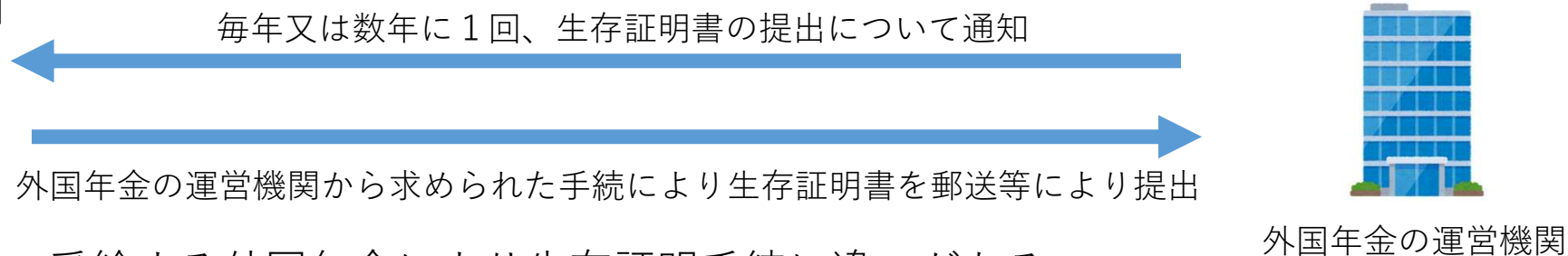
【締結・発効済23か国】 アメリカ、中国、オーストラリア、カナダ、英国、ブラジル、韓国、ドイツ、フランス、フィリピン、スイス、イタリア、オランダ、スペイン、インド、ベルギー、スウェーデン、アイルランド、チェコ、フィンランド、ハンガリー、ルクセンブルク、スロバキア

【署名済み・未発効 1か国】 オーストリア

【年金受給継続時】



年金受給者



○ 以下のように、受給する外国年金により生存証明手続に違いがある

- 本人が署名した生存証明書の提出
- 本人による顔認証アプリでの提出

- 生存証明書に住民票等を添付して提出
- 市区町村長の署名により認証を受けた生存証明書の提出



- ・ 生存証明を行政サービスとして行っている市区町村と行っていない市区町村あり
- ・ 外国語表記のみの書類については認証を行わないとしている市区町村あり

- 生存証明書の本人の署名等について公証役場等の公的機関の認証を受けたものを提出

法務局長による公的証明や外務省による公文書への証明（アポステイーユ）が必要な場合あり

- 駐日大使館・領事館における認証を受けた生存証明書の提出

ビデオ通話・郵送による対応を行っている場合あり